



三重県アルコール健康障害対策推進計画（第2期）の概要

【計画期間】 令和4年度～令和8年度

基本理念

アルコール健康障害に対する理解や支援が進み、県民が適切にお酒とつきあいながら、健やかに生活できる社会の実現をめざします！



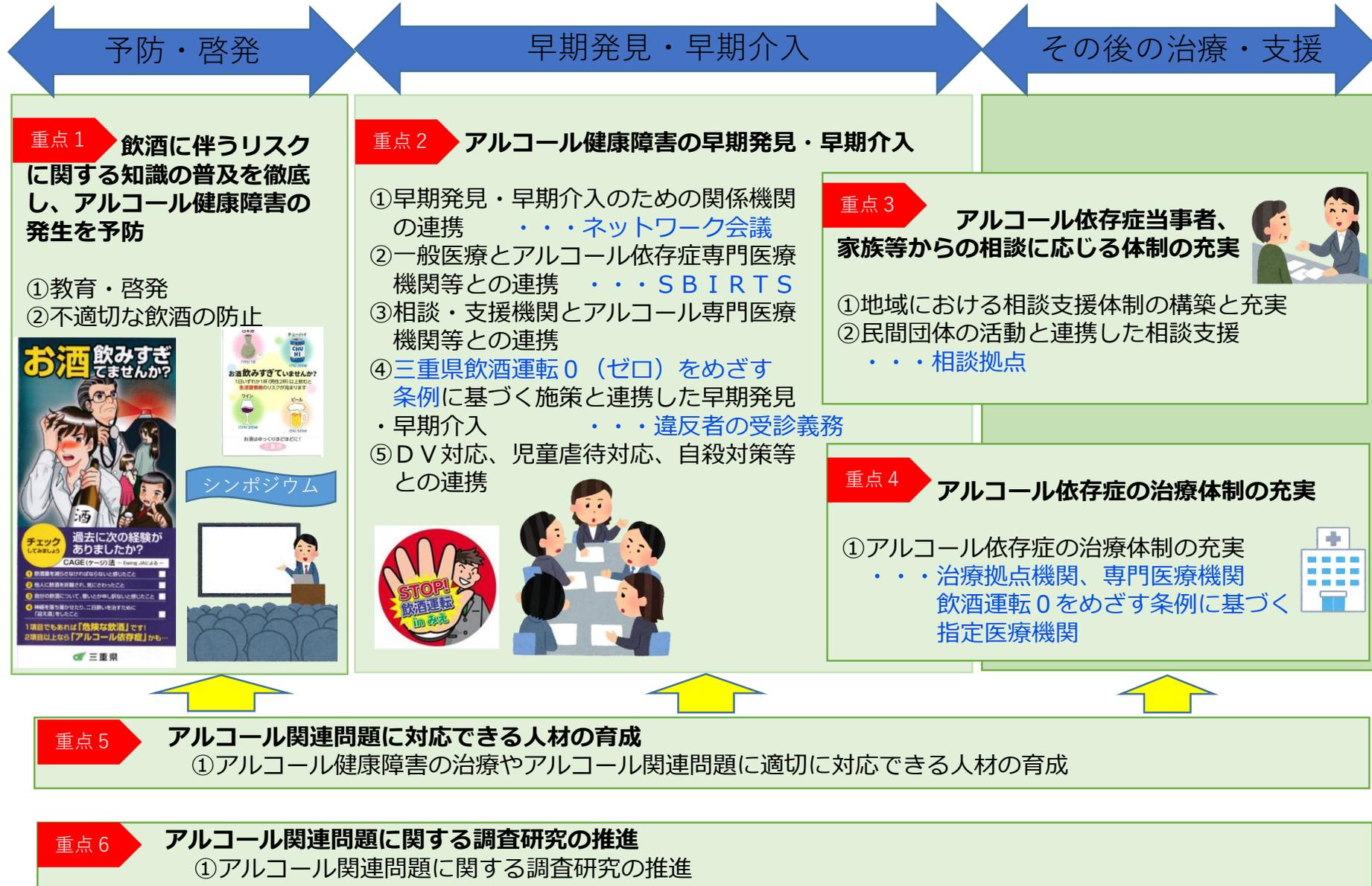
3つの基本方針

- ① アルコール健康障害の発生・進行・再発を防止します！
- ② アルコール健康障害を有する者とその家族を支援します！
- ③ アルコール健康障害に関連して生じる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に関する施策との連携を図ります！

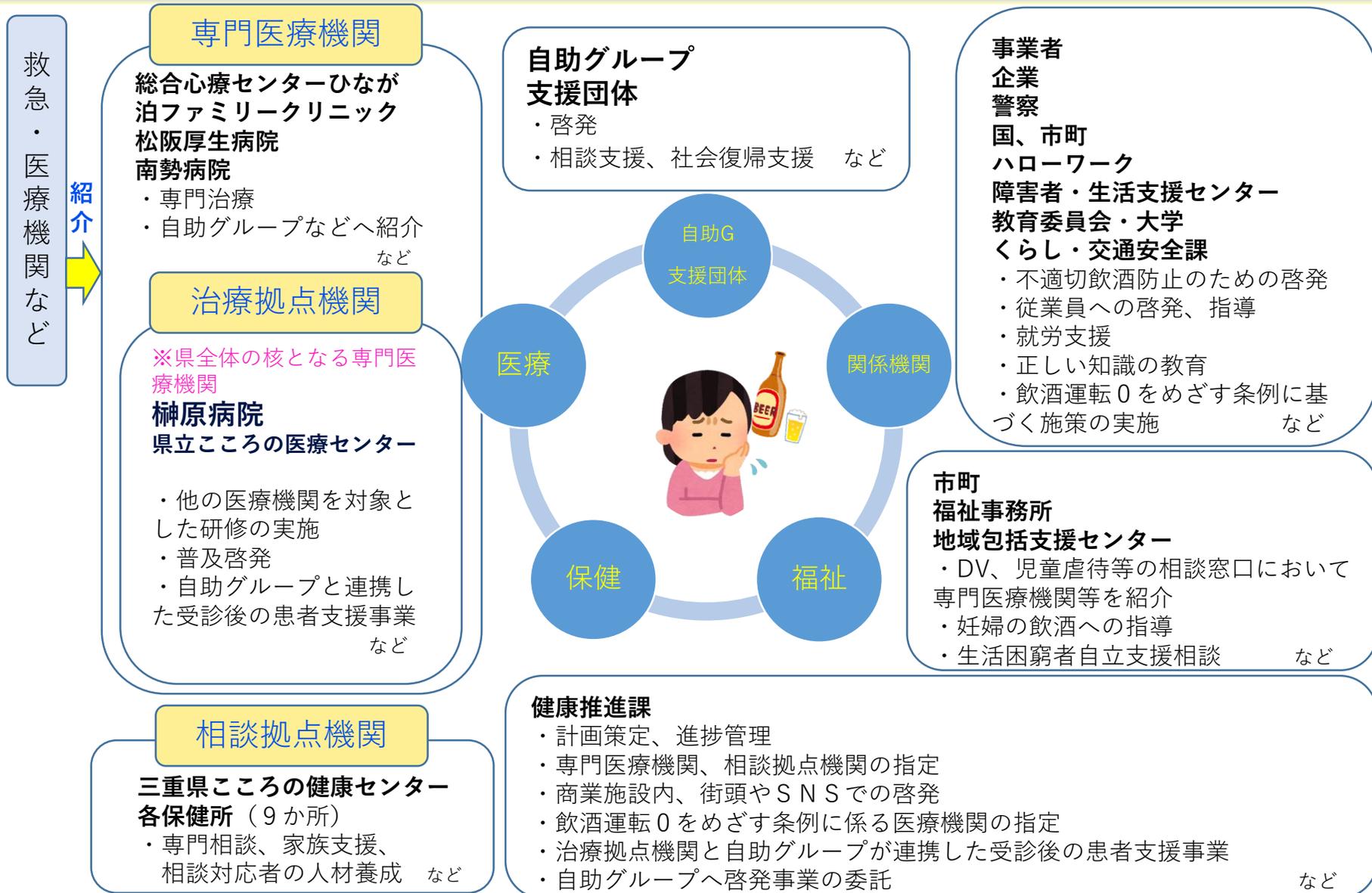
三重県の特徴

- ◇ 治療拠点機関、専門医療機関、相談拠点の指定
- ◇ 飲酒運転〇をめざす条例（飲酒運転違反者にはアルコール依存症の受診義務）
- ◇ SBIRTSの推進（**S**creening：スクリーニング、**B**rief **I**ntervention：簡易介入、**R**eferral to **T**reatment：専門治療への紹介、**S**elf-help groups：自助グループへの紹介）を用いた支援
- ◇ ネットワーク会議開催（自助グループ・医療機関・市町・警察・消防などが参加）

三重県アルコール健康障害対策推進計画（第2期）の概要【6つの重点課題】



三重県アルコール健康障害対策推進計画（第2期）の概要 【連携体制】



三重県精神保健福祉審議会アルコール健康障害対策推進部会

「三重県アルコール健康障害対策推進計画」の進捗管理、施策の協議